

## 保育園・認定こども園等の入園にかかる事務について

### 1 入園にかかる申請について

#### (1) 申請時期

利用希望月の前々月の1日から、前月の10日まで

※4月の入園に限り、事前に申込みの期間、一次審査及び二次審査期間を設けております。

#### (2) 申請方法

原則、郵送（窓口及び電子申請での受付も可）

#### (3) 申請場所

第一希望の園が所在する区のこども家庭課

#### (4) 申請者に対する利用の可否

区のこども家庭課から申請者に対し利用希望月の前月中旬から下旬に電話連絡

※園の所在する区のこども家庭課より、利用児童が決定する前に、事前にご連絡いたします。

### 2 受入れ可能数の確認

各区のこども家庭課より各園に対し、毎月初旬までに次月の受入れ可能数を確認します。

※受入れ可能数は、定員、園の面積及び保育士の配置等をご確認の上、ご回答ください。

児童数は定員の120%以下となることが原則になります。

※4月の入園に限り受入れ可能数の確認時期が異なります。裏面をご覧ください。

### 3 入園にかかる事務について各園へお願いさせていただくこと

#### (1) 募集に係る市民への公開情報の確認

園等の名称、住所、連絡先、定員、駐車場数及び実費徴収に係る情報等を各園へ確認いたします。

※例年8月頃に内容の確認依頼を行います。

#### (2) 情報シートの作成

各区の窓口で市民に各園の情報をご案内する際の基本資料の作成をお願いします。

新規開園の際は、幼保支援課から作成依頼をさせていただいておりますが、年度更新の際は、

各区のこども家庭課から依頼させていただきます。

#### (3) 入園説明会等の日程の確認

4月の入園に限り、内定者に対して、入園説明会等の日程を送付するため、例年12月上旬頃に確認させていただきます。

※5月～3月の内定者には、各園から保護者にお知らせをお願いいたします。

#### (4) 現況届等の取りまとめ

在園児の保護者に対して、例年9月上旬頃、翌年度の継続希望を確認する等のため現況届等の配布を行います。各園にお送りしますので取りまとめいただき、期日までにご返送いただきます。

#### 4 保護者について「保育を必要とする事由」や「世帯の状況」に変更があった場合

保護者の方から園が所在する区のこども家庭課へ必要書類等の提出が必要となります。必要書類については、本日配付した「保育園・認定こども園等利用（保育認定）のご案内」（冊子）にてご確認ください。

#### 5 保育園・認定こども園等の適正利用について

保育園等の利用時間については、支給認定を受けることにより、曜日・時間帯ごとの保育の必要性の有無にかかわらず、必要量の認定区分に応じて最大限の時間を利用できることとなっておりますが、保育が不必要な曜日・時間帯においても保育園を利用されている実態があることから、保育園等や保育士の負担増となるほか、保育士確保を更に困難としています。

このような課題に対応し、本市の保育行政を持続可能なものとするため、保育園等の適正利用に係る啓発資料を作成し、周知啓発を図ることとしたものです。

※保護者に本来あるべき利用方法への理解を促しつつ、可能な範囲での協力をお願いするものであり、記載の事例を保護者に強制するものではありません。

ご家庭により保育を必要とする事情は様々であるため、保護者の状況や児童の様子などを勘案し、実際の利用については保護者と話し合いの上、ご対応調整をお願いいたします。

<裏面あり>

4月入園スケジュールについて（2・3号児童）

日程	園	千葉市（各区子ども家庭課）	保護者	
一次審査	10月中旬～	申請書類等一式について保護者へ配布	申請書類を作成、提出	
	～11月末		書類一式を受領	
	11月下旬～ 12月上旬	受入れ可能数の回答	翌年度4/1の受入れ可能数の確認 利用調整開始	
	1月中旬	内定者の情報を受領 ※一次審査において内定した方が、 二次審査で転園を希望される場合も あります。	内定者の情報を送付	
	1月下旬		内定（不承諾）通知書・支給 認定証の発送	内定（不承諾）通知書・支給 認定証を受領
	1月下旬～ 2月中旬	受入れ可能数の回答	受入れ可能数の再確認	不承諾世帯へ電話あっせん （発送後から随時）
二次審査	12月初旬～ 2月上旬		書類一式を受領	申請書類を作成、提出
	2月中旬		利用調整開始	
	2月下旬	内定者の情報を受領	内定者の情報を送付 内定（不承諾）の決定	内定（不承諾）の連絡及び 不承諾世帯へ電話あっせん （発送後から順次）
二次審査後のあっせん	2月下旬		1次・2次で不承諾の世帯を 対象とし、利用調整開始	
	2月下旬～ 2月末	内定者の情報を受領	内定（不承諾）の決定・連絡	
	3月上旬			内定（不承諾）の連絡
審査後	3月末	児童一覧を受領	児童一覧の送付	

## 入所選考に係るルールについて

### 1 利用の決定について

各区こども家庭課において、選考により利用者を決定します。選考は、市が定めた利用選考基準に基づき、保育の必要性を点数化し、客観的かつ公平に行います。申請順や希望順ではなく、保育の必要性の高い方から利用の決定を行います。

※ 選考基準の詳細については、参考1「施設(事業)利用選考基準」をご覧ください。

### 2 応諾義務について（子ども・子育て支援法第33条第1項）

特定教育施設・保育施設は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではなりません。障害やアレルギーをお持ちのお子さんであっても、それを理由に特定のお子さんの受け入れを拒むことはできません。また、職員配置上の理由により当該児童の受け入れが不可の場合、当該児童よりも点数が低い児童についても入所不可となる点にご留意ください。

### 3 定員を超過した受け入れについて

定員を超過した受け入れについての入所調整は、「利用定員の120%以下となることを原則とする」ルールを定めており、これを超過する場合、新たな受け入れは行いません。詳細は、参考2「保育園等における定員を超過した受け入れについて」をご参照ください。

### 4 管外受託児童について

市外に住民登録のある児童が千葉市内の園を利用するには、原則、保護者の勤務先が本市にある場合や里帰り出産の場合などに限られます。

※市原市、四街道市の市民が千葉市管内の施設を利用する場合、上記要件は適用しません。

### 5 4月入所の一次内定者の二次転園について

4月利用申込の一次選考で内定が決まった児童も二次選考の申込みが可能です。一次選考の内定者が二次選考で他の園に転園する可能性がありますのでご注意ください。最終的な内定者は3月上旬に確定します。それ以降の内定辞退による空き枠については、基本的に5月以降の受け入れ枠とさせていただきます。

### 6 公費の二重払いについて

二つの園に在籍するなどして児童に対して二重に給付をすることはできません。

特に4月は以下のようなケースにご注意ください。

例) 新年度よりA園からB園に転園する場合

B園の入園式が4月10日の場合でも、在籍は4月1日からとなり、給付費が発生します。

上記のような場合、A園の利用は3月末までの利用となりますのでご注意ください。

## 【別紙】施設（事業）利用選考基準

令和5年10月16日改正  
令和6年4月利用選考から適用

### ① 選考順位について

千葉市に住民登録のある児童かつ、優先項目に該当する児童（A）から選考を行い、最後に千葉市外に住民登録がある児童（D）の選考を行います。  
 ※優先項目は①～⑥まであります。優先項目の中でも順位があり、①を最上位とし、上位の項目から順に用います。また、1人の児童に対し、複数の優先項目に該当する場合は、最も高い優先度の項目を1つ適用します。  
 選考順位内で入所選考点数が高い方から、希望している保育園等に空きがある場合に、内定します。

対象者	項目	選考順位	優先項目	入所選考点数
千葉市民	(A) 優先項目に該当する方	1位	優先項目① ↑ ↓ 優先項目⑥	点数高 ↑ ↓ 点数低
	(B) 優先項目に該当しない方	2位		点数高 ↑ ↓ 点数低
市外にお住まい	(C) 優先項目に該当する方	3位	優先項目① ↑ ↓ 優先項目⑥	点数高 ↑ ↓ 点数低
	(D) 優先項目に該当しない方	4位		点数高 ↑ ↓ 点数低

※転入予定者は、千葉市民（A）（B）として選考します。  
 ※市外にお住まいの方（C）（D）は、4月の入所選考においては、2次選考からの選考となります。  
 ※市外にお住まいの方で、優先項目⑤に該当する方については、千葉市民の優先項目に該当しない方（B）よりも選考順位が上位（（A）より下位）となります。

### ② 入所選考の点数について

父、母それぞれの基準点（基準点において、あてはまる項目が複数ある場合は、一番点数の高いものを1つ採用）、調整指数1及び調整指数2を加えたものを入所選考の点数とします。  
 同点になった場合は、同点となった場合の選考項目1～7により順位を決定します。1を最上位とし、上位の項目から順に用います。

$$\begin{array}{c} \text{父} \\ \text{基準点} \end{array} + \begin{array}{c} \text{母} \\ \text{基準点} \end{array} + \begin{array}{c} \text{世帯} \\ \text{調整指数1} \end{array} + \begin{array}{c} \text{世帯内の該当者全員} \\ \text{調整指数2} \end{array} = \text{入所選考点数}$$

【基準点】

番号	保育の認定事由	保護者の状況等	細目	基準点	
1	就労（※1）	会社等に雇用されている者 または、自営業者 （就労内定の場合、該当の基準点から ▲3とする。）	月160時間以上の労働	22	
			月120時間以上160時間未満の労働	20	
			月80時間以上120時間未満の労働	18	
			月64時間以上80時間未満の労働	16	
2	妊娠・出産	出産月と前後2か月の5か月間である者 （多胎妊娠の場合は、出産月及び出産前4か月並びに出産後2か月の7か月間である者）		13	
3	保護者の 疾病・障害	病气やけがの程度	長期入院（おおむね1カ月以上）	25	
			居室内において常時、病气により療養が必要	25	
			毎週通院が必要	15	
			その他	10	
			障害の程度	重度	身体障害者手帳1～2級
		療育手帳A以上			
		障害年金1級			
		精神障害者保健福祉手帳1級			
		中程度		身体障害者手帳3級	23
			療育手帳Bの1		
障害年金2級					
精神障害者保健福祉手帳2級					
その他	15				
4	親族等の 介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病气や心身に障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・看護にあたる場合	申込児童のきょうだい		
			入院付添		25
			重度障害	身体障害者手帳1～2級	23
				療育手帳A以上	
				障害年金1級	
				精神障害者保健福祉手帳1級	
			寝たきり		
			申込児童のきょうだい以外		
			入院付添		18
			重度障害	身体障害者手帳1～2級	16
療育手帳A以上					
障害年金1級					
精神障害者保健福祉手帳1級					
寝たきり					
その他		15			
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている		25	
6	求職中	求職活動を継続的に行っている場合	生計中心者※2の失業（自己都合を除く）	23	
			月32時間以上64時間未満の労働	9	
			仕事をしていない又は月32時間未満の労働	7	
7	就学・職業訓練 （学生）	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	職業訓練	15	
			その他※3	12	
8		不存在（離婚・離婚調停中・死別・拘禁中・行方不明等）		25	
9		別居（離婚前提の別居、海外留学等）		23	

その他児童福祉の観点から、明らかに保育を必要とする緊急度が高いと判断される場合はこの限りでない。  
複数の事由に該当する場合、保護者の状況において一番点数の高い基準点で採点する。

※1 複数の職場において就労している場合、労働時間を合算し、基準点に当てはめることができる。また、月64時間以上の就労において、4、7の事由と重複する場合、その事由に従事する時間を合算し、就労の基準点に当てはめることができる。

※2 生計中心者は、世帯のうち恒常的に所得が一番高い者であり、原則、児童手当の受給対象者に準じる。なお、ひとり親の場合は、その保護者を生計中心者とする。

※3 研修医は「1 就労」と同じ扱いとする。

## 【調整指数】

### 調整指数 1

No.	項目	点数	
①	転入による 保育所等の入所 (市外から市内)	市外(隣接していない市区町村)からの転入	+ 4
		市外(隣接する市、町)からの転入	+ 2
②	転居による転所 (市内から市内)	市内区外(隣接していない区)からの転居	+ 3
		市内区外(隣接する区)からの転居	+ 2
		市内区内での転居	+ 1
③	認可外保育施設又はベビーシッター、幼稚園の実施する預かり保育等(県又は市に設置の届出をしているもの)、一時預かり事業の利用(月 6 4 時間以上)	+ 4	
④	産前産後休暇及び育児休業明け	+ 3	
⑤	障害児保育実施対象児童である場合	+ 3	
⑥	職場・職場内託児施設の利用(月 6 4 時間以上)	+ 2	
⑦	認可外保育施設、ベビーシッター、幼稚園の実施する預かり保育(県又は市に設置の届出をしているもの)、職場・職場内託児施設、一時預かり事業の利用(月 6 4 時間未満)	+ 1	

※調整指数 1 は世帯で 1 つの適用とする(①から⑦のうち該当する項目が複数ある場合、最も高い加点を適用する。)

※①②前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ加点とする。

※③⑥⑦申請受付日から直近 3 か月以内の利用実績があり、利用状況を確認できる書類の提出があった場合のみ加点とする。

また、新規申請の場合のみ加点とする。

※④新規申請の場合のみ加点とする。

※⑤ここで言う障害児保育とは、千葉市要配慮保育実施要綱(平成30年4月1日より施行)に定める心身の状況に応じて

特別の配慮を要する要配慮保育を指す。実施対象児童については、要配慮保育について保護者からの希望をうけ、

面接を実施し要配慮児童と見込まれる児童を指す。

※⑤が適用となっている 3 歳以上児の世帯であって、世帯の合計点数が 4 6 点に満たない場合は、4 6 点を限度にさらに 3 点加点することとする。

(例：合計点数 3 0 点の方は 3 3 点、合計点数 4 4 点の方は 4 6 点となります。)

### 調整指数 2

No.	項目	点数
I	週 5 日(雇用契約上の勤務日数)勤務者(看護・介護、学生も含む)	+ 1
II	1 歳児である場合	+ 1
III	きょうだい同時申込み(3人同時申込み以降1人増えるごとに+ 1 とする) (後段VIとの重複適用不可)	+ 3
IV	同時申込みをした多胎児	+ 1
V	同居者に家庭保育が可能な者(1 8 歳以上 6 5 歳未満)がいる場合	▲ 3
VI	利用希望の施設(事業)をきょうだいが利用している場合 (新規・転園どちらの申請においても適用、転園の場合は後段VIIと重複適用可)	+ 3
VII	きょうだいを転園させる場合に、転園希望がきょうだい同一の施設(事業)になるとき(転園希望児童のみ加点、きょうだい全員が同一施設(事業)から別の同一施設(事業)同時転園する場合は対象外、前段III又はVIと重複適用可)	+ 1

※調整指数 2 は世帯の中で各項目に該当する者それぞれにつき、加点(減点)を行う。

ただし、「III」、「VI」のどちらにも該当する場合にはどちらか一方の加点のみを行う。

転園申請する場合に、「VI」、「VII」のどちらにも該当する場合には両方の加点を行う(「きょうだい」については、

4 月からの入所希望の場合、卒園予定児となるきょうだいは対象としない。)

### 採点方法

父・母それぞれの基準点、調整指数 1 及び調整指数 2 を加えたものを点数とする。

## 【優先項目】

優先①を選考最優先順位とし、数を追うごとに優先度が下がるものとする。

No.	項 目	優先度
1	千葉市内の認可外保育施設の認可移行後の同施設継続利用(助成金対象児童のみ)又は千葉市内の幼稚園の認定こども園移行に伴う2号認定児童としての同施設継続利用する場合	優先①
2	千葉市内の特定教育・保育施設の閉鎖又は地域型保育事業、認可外保育施設の事業中止(認可への移行は除く、助成金対象児童のみ)による新規利用及び利用先の変更申請の場合	優先②
3	千葉市内の地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない場合又は千葉市に住民登録のある児童が千葉市外の地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない場合	優先③
4	保育の認定事由が「妊娠・出産」の期間中に千葉市内の特定教育・保育施設又は地域型保育事業を退所をした後に、育児休業明けで退所児童が新規申請した場合(同時で入所申込みをしたきょうだいも対象とする)	優先④
5	父母いずれかが保育士等として、管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業)又は預かり保育等を実施している幼稚園で月64時間以上就労する場合	優先⑤
6	父母いずれかが子どもルームの指導員として市内子どもルーム等(市内子どもルーム及び放課後児童健全育成事業の届出事業者)で月64時間以上就労する場合	優先⑥

※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師をいう。

※優先項目は、世帯で1つの適用とする(①から⑥のうち該当する項目が複数ある場合、最も高い優先度の項目を適用する。)

※優先①～②については、移行・閉鎖又は事業中止を告示した日時点で在籍している児童のみ適用する。

※優先③については、次年度4月入所選考申請締切日時点で在籍している児童のみ適用する。

また、千葉市内の特定教育・保育施設で実施している期間限定保育事業を年度末まで利用した児童にも適用とする。

※優先⑤・⑥については、新規申請の場合のみ適用する。

## 【同点となった場合の選考項目】

1から7までの項目について、1を最上位とし、上位の項目から順に用いる。

上位の項目で優先順位に差がついた時点で適用は終了とし、下位の項目は使用しない。

優先項目の優先①～⑥について、同じ優先となった場合の選考は、まず基準点、調整指数1及び調整指数2の合計により比較する。当該合計においても同点となる場合の選考は、以下の同点となった場合の選考項目を用いることとする。

No.	項 目
1	父母のいずれかが単身赴任(※1)又はひとり親の世帯
2	父母の基準点の合計が高い世帯
3	同居者に家庭保育が可能な者(18歳以上65歳未満)がいない世帯
4	千葉市内の特定教育・保育施設又は地域型保育事業を利用していない児童
5	子ども(18歳未満)の数が多いい世帯
6	親の勤務地が遠い世帯(※2)
7	保育料滞納がない世帯(※3)

※1 「単身赴任」については、「就労証明書」にて判断する。

※2 各世帯の自宅から勤務地までの直線距離が一番近い者同士を比較し、遠い世帯を優先する。

※3 保育料滞納とは「申請締切日の前々月分までの保育料の納付について、市の過失による追加徴収等の特段の配慮を要する理由なく、3か月分以上の滞納が継続していること」とする。

なお、保育料の滞納の有無は申請締切日時点の情報で判断する。



## 【参考2】保育園等における定員を超過した受け入れについて

令和2年7月28日

保育園  
小規模保育事業  
事業所内保育事業

} 代表者 様

幼保運営課長

### 保育園等における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における、保育園等での受け入れに係る入所調整については、国の運営基準省令や留意事項通知等に基づき運用しているところですが、待機児童の解消に注力した結果、利用定員を著しく超過して児童の入所をお願いしている事例が散見される状況となっております。

については、給付費の適正化を図る観点から、下記のとおり、各区における入所調整について基本的なルールを定めることとしましたので、ご了知のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、本ルールについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

#### 記

#### 1 受け入れ人数の考え方

利用定員の120%以下となることを原則とする。

但し、要保護児童への対応等、特段の事情により受け入れを要する場合はこの限りではない。

#### 2 受入人数が利用定員の120%を超える場合の取扱い

- (1) 新たな受け入れは実施しない。なお、市ホームページに毎月公表する受け入れ状況表の受け入れは「×」とする。
- (2) 現に入所する児童については、上記「受け入れ人数の考え方」を適用することで退所にならないよう配慮し、継続入所を可とする。
- (3) 受け入れに係る調整は、園の所在する区のこども家庭課が行う。

#### 3 本通知の適用日について

令和2年9月1日の入所選考から適用

#### <問い合わせ>

##### ■入所調整に関すること

管理班：043-245-5726

##### ■給付費に関すること

助成第2班：043-245-5735

F A X：043-245-5894

令和2年10月7日

認定こども園代表者 各位

千葉県こども未来局こども未来部幼保支援課  
幼児教育・保育政策担当課長  
幼保運営課長

## 認定こども園における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市における、認定こども園での受け入れに係る入所調整については、国の運営基準省令や留意事項通知等に基づき運用しているところですが、待機児童の解消に注力した結果、利用定員を超過して児童の入所をお願いしている事例が確認される状況となっております。

一方で、認定こども園については、保護者の働き方が変わっても、引き続き同じ園を利用できることが大きな特長であり、1号と2号の区分変更による一時的な定員超過が想定されているところ

です。  
については、認定こども園の特長を活かしながら、給付費の適正化を図るため、下記のとおり、各区における入所調整について基本的なルールを定めることとしましたので、ご了知のほど、よろしく

お願い申し上げます。  
なお、本ルールについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

### 記

#### 1. 受け入れ人数の考え方

##### (1) 原則

- ・園全体（1～3号）の入所率が120%を超えないこと
- ・幼稚園型認定こども園については、1・2号の合計入所数が幼稚園（県）の認可定員を超えないこと

#### 2. 受け入れ人数が利用定員を超える場合の取扱い

##### (1) 年度内での定員超過の考え方

2・3号認定の入所率が規定数を超過した場合において、規定数以下となるまで、区の利用調整において、新規入所及び1号から2号への区分変更を停止します。更なる受入れを希望される場合は、入所数に即した定員増をお願い致します。

但し、要保護児童への対応等、特段の事情により受け入れを要する場合はこの限りではありません。

##### 【規定数】

(ア) 2・3号の利用定員が20人以下の園については、入所率が利用定員の150%を超過した場合

(イ) 2・3号の利用定員が21人以上の園については、入所率が利用定員の120%を超過した場合

※認定区分変更柔軟に対応するため、2, 3号定員が少数の場合は条件を緩和いたします。

(※) 但し、利用定員 20 人以下の園においても、連続した 5 年度間（1 号認定は 2 年度間）常に 2・3 号認定（1 号認定）の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率（※）が 120%以上の状態にあると公定価格が減算となりますので、ご注意ください。

※年間平均在所率：各月の初日の 2・3 号認定（1 号認定）の子どもの数の総和を、各月の初日の 2・3 号認定（1 号認定）の定員の総和で割って計算。

## (2) 次年度 4 月の受入れについて

4 月の受入れにつきましては、前年度の 9 月までの間（今年度においては 10 月 13 日(火)までに、次年度の受入れ計画をご提出いただき、児童数が規定の定員数以下になることが確認できた場合、4 月一斉入所の対象とします。

## 3. 定員減について

### (1) 2 号認定の定員減

定員増後の 1 号、2 号の人数の変動にも円滑に対応できるよう、2 号認定の入所数が、公定価格の利用定員区分階層における下の階層の最大定員数の 120%以下となった場合に、当該下の区分階層への定員減を可能とします。

(例) 相談時の定員 40 人（区分：31～40 人）

→入所数が 36 人以下となった場合、30 人定員への変更が可能

### (2) 変更手続き時期

減員を希望する月の 3 か月前

## 4. 1 号定員の取扱いについて

1 号定員は原則、当初設定した認定定員の範囲内にて増減可能とします。

当初設定した認定定員以上の定員増については、地域ニーズをふまえ、個別判断とします。

## 5. その他

年度途中の定員変更のタイミングや来年 4 月の 2 号認定の受入れ人数などにつきまして、ご不明点につきましては、ご遠慮なくご相談ください。ご検討をスムーズに進めていただけますよう、給付費のシミュレーションなどをご提供させていただきます。

## 6. 本通知の適用日について

令和 2 年 1 2 月 1 日の入所の選考（令和 2 年 1 0 月 1 3 日からの申し込み）から適用

<問い合わせ>

■制度に関すること

幼保支援課 制度推進班

担当：安部

TEL：043-245-5977

■入所調整に関すること

幼保運営課 管理班

担当：鈴木・菊地

TEL：043-245-5726

# 保育園・認定こども園等の 適正利用にご協力ください

## ★保育園等は…

お仕事などでご家庭での保育が難しいお子さんを  
保護者に代わって保育する場所です。

## ★ご家庭で一緒に過ごせる日や時間には…

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

ご家庭で保護者と一緒に生活することで、  
子どもの心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。

2号・3号  
認定の方へ



【例】認定事由が就労の場合  
利用時間の原則は…  
「勤務時間+通勤時間」

## ●保護者のみなさまに具体的にお願いしたいこと

保育園等は、原則、認定された事由以外では利用できません。また、認定された保育必要量  
に応じた利用時間であっても、ご家庭で一緒に過ごせるときは早めのお迎え等にご協力ください。

次のように保育園等をご利用いただくよう、ご協力ください。

◆ お仕事の帰りにお買い物に寄ってから、お子さんのお迎えにいく

➡ 😊 お子さんのお迎えに寄ってから、お買い物にいきましょう

◆ 上のお子さんの習い事の送迎や行事に参加するため、下のお子さんを預ける

➡ 😊 習い事の送迎や行事の参加に、可能な限り下のお子さんも  
連れていきましょう

\*やむを得ず預ける場合には送迎・行事が終わり次第お迎えのご協力をお願いします。

◆ 休暇等で時間に余裕があっても、お子さんを預ける

➡ 😊 用事が終わり次第早めのお迎えをするなど、ご家庭で  
お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう



育児休業中に上のお子さんを保育園等に預けている方は、ご家庭で一緒に過ごす時間を  
増やすため、可能な範囲で早めのお迎えをご検討ください。

\*下のお子さんのお世話により、上のお子さんと一緒に過ごす時間が少なくなると  
思います。上のお子さんと過ごす時間を積極的につくるよう心がけましょう。

ここでは、保育園等に関するみなさまからの  
素朴な疑問にお答えします。



## ●保育士さんはどのような仕事をしているの？

子どもと一緒に楽しく遊んでいるだけ、と思われがちですが…

- 子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、日々成長するお子様に合わせた保育の提供ができる工夫をしています。
- 子どもたちが活発に遊び、気持ちよく安心して過ごせるようにしています。
  - 日々の保育内容の計画・実施・振り返り
  - 玩具の補修
  - 室内・トイレなどの清掃・消毒作業
  - 花壇や畑作りなどの環境整備
  - 園庭清掃・園庭遊具の点検など、様々な仕事があります。

## ●保育士さんが不足しているって聞いているけどホント？

配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが…

- 保育時間が11時間と(延長保育を行う場合はさらに)長く、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士等の確保が困難な状況となっています。保育士等が長時間勤務することで延長保育を対応している場合もあります。
- みなさまから少しずつご協力をいただくことで、充実した保育につなげることができます。

## ●保育料を払っているから、いつでも保育園等を使っていいんでしょ？

3歳未満児の保護者の方には保育料を納めていただいておりますが…

- 保育に関する費用の約90%は、実は市民のみなさまの税金で賄っています。
- 保育園等の利用は、原則、認定された事由でのご利用になります。保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、例外的に、保育園等の利用は可能です。なお、その際は平日の9～16時頃までの利用にご協力ください。

個々の家庭により、様々な事情があると承知しています。  
可能な限りのご協力をお願いいたします。

千葉市では、保護者のみなさまと保育園等が、支え合える関係を目指しています。



令和5年10月

千葉市

こども未来局幼児教育・保育部  
幼保運営課  
(代表)043-245-5726

令和6年度

# 保育園・認定こども園等利用（保育認定）のご案内

※2号・3号認定



▽この案内の保育園・認定こども園等とは

- ①保育園 ②認定こども園（保育認定） ③小規模保育事業 ④家庭的保育事業  
⑤事業所内保育事業（地域枠） 等の園  
※③④⑤は「地域型保育事業」に分類されます

▽この案内の対象は下表の太枠の児童となります。

対象となる子ども		認定区分		利用できる主な園
満3歳未満	保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする就学前子ども	3号認定	保育認定	・ 保育園（①） ・ 認定こども園（保育認定枠）（②） ・ 地域型保育事業（③、④、⑤）
満3歳以上		2号認定	保育認定	・ 保育園（①） ・ 認定こども園（保育認定枠）（②）
満3歳以上	満3歳以上で就学前の子ども（2号認定を除く）	1号認定	教育認定	・ 認定こども園（教育認定枠） ・ 幼稚園（給付制度対象園のみ）

▽下記利用の入園についての問い合わせ先

- ・ 公立認定こども園の日中の教育時間帯利用（教育認定） ⇒ 園のある区のこども家庭課
  - ・ 私立認定こども園の日中の教育時間帯利用（教育認定）
  - ・ 事業所内保育事業の従業員枠の利用
- } 利用を希望される園

# も く じ

1	利用対象となる方	P. 1
2	保育の必要性の認定について	P. 1～3
	(1) 認定制度とは	
	(2) 教育・保育給付認定の種類	
	(3) 保育の必要量に応じた区分（利用できる時間）	
3	利用申請・受付期間について	P. 3～4
	(1) 利用申請の流れ	
	(2) 申請方法と受付期間	
	(3) 申請書類提出時の注意事項	
	(4) 認定こども園の1号認定（教育認定枠）利用の申込みについて	
4	利用申請、教育・保育給付認定の申請に必要な書類	P. 5～7
	(1) 保育することが困難な状況を確認するための書類	
	(2) マイナンバー(個人番号)申告書及びマイナンバー記載による確認書類	
	(3) その他状況に応じて必要な書類	
5	申請される際の注意事項	P. 8～9
	(1) 地域型保育事業の受け入れ	
	(2) 利用開始日	
	(3) 育児休業中の方の利用申請	
	(4) 保育園・認定こども園等への事前見学について	
	(5) 個別に配慮が必要な可能性のある児童の面接について	
	(6) 障害児（要配慮）保育希望の方について	
	(7) 医療的ケアを必要とされる方について	
6	広域利用を希望する方	P. 10～11
	(1) 千葉市に住民登録のある方が市外の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合	
	(2) 千葉市外に住民登録のある方が千葉市の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合 （転入予定を除く）	
	(3) 千葉市に転入予定の方が千葉市内の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合	
7	保育料（3歳未満児のみ）	P. 12
	(1) 保育料の決定	
	(2) 保育料の変更	
	(3) 保育料の納付方法	
	(4) その他注意事項	
8	副食費（3歳以上児のみ）	P. 13
	(1) 給食の提供と費用について	
	(2) 副食費の納付方法	
	(3) その他注意事項	
9	延長保育	P. 14
	(1) 延長保育料（月額）	
	(2) 利用にかかる注意事項	
	(3) その他	
10	休日保育	P. 15
	(1) 利用時間	
	(2) 利用料金	
	(3) 申込方法	
11	利用決定後の手続き	P. 15～16

# 1 利用対象となる方

保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある小学校就学前の児童です。したがって、単に集団生活を体験させたい等の理由のみでは申込みできません。また、保育園・認定こども園等と幼稚園の二重在籍はできません。（長期休み利用等も含む）

申請にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ実際に居住していることが条件となります。市外にお住まいの方又は市外の保育園・認定こども園等を利用希望の方は、10～11ページをご覧ください。

## ▽保育することが困難な状況と利用できる期間

事由	要件	利用できる期間（認定期間）
1. 就労	1か月において、64時間以上労働している場合 ※休憩時間を含めて計算します。 なお、通勤時間は除きます。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2か月の計5か月 （多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月、 出産予定月、後2か月の計7か月）
3. 保護者の疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 親族等の介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に 障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・ 看護にあたる場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失った り破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中	求職活動を継続的に行っている場合等	3か月（●）
7. 就学・職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで

●利用開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、利用取止めとなります。

※0歳児の保育園・認定こども園等の利用は出産後満3か月を経過した日の翌月より可能となります。

産休明け保育（生後57日目より利用可能）は、原則、保育をすることが困難な状況が「就労（自営業含む）」に限り、保育園・認定こども園（地域型保育事業は含まない）で利用できます。

# 2 保育の必要性の認定について

## （1）認定制度とは

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されました。この「給付制度」を受けるために、保育園・認定こども園等を利用希望される際には、お住まいの市区町村で教育・保育給付認定を受ける必要があります。千葉市では、教育・保育給付認定申請手続きについて、保育園・認定こども園等の利用申請手続きと同時に行っていただきます。

ただし、認定こども園のうち、日中の教育時間帯のみの利用（教育認定）を希望される場合は、教育・保育給付認定申請の方法が異なりますので、直接利用を希望される認定こども園にご確認ください。



## (2) 教育・保育給付認定の種類

▽児童の年齢と、保育の必要性によって3つの認定区分があります。

保育の必要性	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な園
あり	3号認定（保育認定） [保育標準時間・保育短時間]	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園（保育認定枠） ・地域型保育事業
	2号認定（保育認定） [保育標準時間・保育短時間]	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園（保育認定枠）
なし （「あり」でも申請可）	1号認定 （教育認定）	満3歳以上の就学前の子ども （2号認定を除く） ※利用開始月は園により異なります	・認定こども園（教育認定枠） ・幼稚園（給付制度対象園のみ）

※千葉市内の対象園については、「保育園・認定こども園等一覧」をご覧ください。

## (3) 保育の必要量に応じた区分（利用できる時間）

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育を必要とする時間（保護者の通勤、通学、介護等による移動時間も含む）によって「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2つに認定区分が分かります。区分により、1日に保育園・認定こども園等を利用できる時間が異なります。

区分の判定は、提出していただく「保育の必要性を証する書類（就労証明書等）」をもとに決定します。複数の事由を合わせて保育標準時間となる場合はそれぞれの事由について、保育が必要であることを証明する書類の添付が必要です。

なお、認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるもので、原則として、認定された事由以外で利用することはできません。子どもの育成上の配慮の観点等から、**保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いします。**

### ▽保育時間

保育標準時間認定 … 週6日（月～土）、1日11時間

保育短時間認定 … 週6日（月～土）、1日8時間

※土曜日の保育実施及び利用可能時間は園によって異なりますので、各園にご確認ください。

### ▽保育必要量の認定基準

事由	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育の必要量の認定基準
1. 就労	○	○	保育標準時間認定：原則月120時間以上の就労 保育短時間認定：原則月64時間以上120時間未満の就労
2. 妊娠・出産	○	○	保護者の希望による（標準時間認定/短時間認定のいずれかを選択）
3. 保護者の疾病・障害	○	○	保護者の希望による（標準時間認定/短時間認定のいずれかを選択）
4. 親族等の介護・看護	○	○	保育標準時間認定：原則月120時間以上の介護・看護 保育短時間認定：原則月64時間以上120時間未満の介護・看護
5. 災害復旧	○	○	保護者の希望による（標準時間認定/短時間認定のいずれかを選択）
6. 求職中		○	
7. 就学・職業訓練	○	○	保育標準時間認定：原則月120時間以上の就学、又は職業訓練 保育短時間認定：原則月64時間以上120時間未満の就学又は職業訓練

※1、4、7の事由については月64時間以上120時間未満でも従事時間帯等によって保育標準時間認定が可能な場合もあります。（例えば、1日あたりの就労時間（通勤時間除く）が8時間以下であっても、恒常的に通勤等に時間を要し、保育標準時間認定ではないと就業開始等に間に合わない場合など）詳しくは第1希望の園が所在する区のこども家庭課へお問い合わせください。

- ※育児休業中で、上の児童がすでに保育園・認定こども園等に入所している場合の継続利用期間は、「保育短時間認定」となります。
- ※父母で保育の必要時間が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、原則として「保育短時間認定」となります。
- ※必要に応じ、保育必要量の変更が可能な場合があります。変更を希望される月の前月末までに、現在ご利用中の園がある区のごども家庭課に事前にご相談の上、お手続きください。遡っての変更はできませんのでご注意ください。
- ※教育・保育給付認定の決定は、申請受理後、概ね30日以内に通知します。ただし、申請が集中するなど審査に時間を要する場合、申請後30日を経過して通知することがあります。
- ※教育・保育給付認定を受けると、市より支給認定証が交付されます。支給認定証は、保育園・認定こども園等を利用する際、必要に応じて園に提示することとなりますので、破損・紛失等されないよう大切に保管してください。

### 3 利用申請・受付期間について

#### (1) 利用申請の流れ

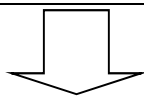
以下の流れにそってお手続きください。なお、保育園・認定こども園等の各園を複数選択して、同時に申請することができます（利用できる園は1つです）。申請書には市内すべての区の保育所等を含めて希望順位をつけて全てご記入ください。申請は第1希望の保育園・認定こども園等のある区ごども家庭課で受付します。  
（開庁時間は平日8：30～17：30）

申請書の配布は各区ごども家庭課、千葉市のHP、各保育園・認定こども園等にて行っております。

#### ① 保育園・認定こども園等への事前見学

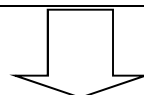
申請前までに、入園希望の園へ見学を推奨しています。第一希望の園に入れない可能性があるため、申込先が多数ある場合には、1つの園だけではなく、**可能な範囲で複数の園へ見学**をお願いします。

※園によって利用可能時間や土曜保育の実施有無などに違いがありますので、希望先を決定する際には各園にご確認ください。



#### ② 利用申請

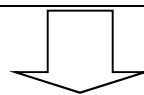
- ・原則、郵送による受付となります。
- ・電子申請も可能です。（別途、選考のための必要書類を、郵送または窓口でご提出いただく必要があります。）



#### ③ 教育・保育給付認定・選考

保育園・認定こども園等の受入可能人数を超える申請があった場合、各区ごども家庭課において、選考により利用者を決定します。選考は申請順や希望順ではなく、保育の必要性の高い方から利用の決定をします。第2希望以下の方が不利になることはありませんので、利用を希望する順番にご記入ください。利用者の決定は、市が決めた利用選考基準に基づき、保育の必要性を点数化し、客観的かつ公平に行います。選考基準以外の特定の個人に対する加点等は、一切行っておりません。

（選考基準の詳細は、千葉市のHPでご確認ください。）



#### ④ 選考結果の通知

各区ごども家庭課より保護者あてに通知します。また、利用が決まった保育園・認定こども園等で行われる説明会で、利用についての注意事項をご確認ください。

※直接契約施設（認定こども園・地域型保育事業）については、内定連絡後、速やかに保護者と園とで契約をしていただきます。

※待機されている方については、翌月以降も審査は継続となりますが、利用可能となるまで再通知いたしません。



#### ⑤ 保育園・認定こども園等利用開始

## (2) 申請方法と受付期間

### (ア) 令和6年4月からの利用開始を希望される場合

選考時期	申請方法	受付期間	提出先	選考結果の通知時期
一次選考	・原則、郵送(締切日必着) ・各区こども家庭課 窓口提出も可	令和5年10月16日(月) ～令和5年11月30日(木) 17:30	第1希望の 園が所在す る区のご ども家庭課	令和6年1月下旬頃 (郵送)
	・電子申請	令和5年10月16日(月) 9:00 ～令和5年11月23日(祝) 17:30		
二次選考 (※)	・原則、郵送(締切日必着) ・各区こども家庭課 窓口提出も可	令和5年12月1日(金) ～令和6年2月13日(火) 17:30		令和6年2月末頃

※一次選考の結果、保育園・認定こども園等の受け入れ枠に空きが出た場合、二次の選考を行います。

※二次選考後、受け入れ枠に空きが出た場合、利用園が内定していない方を優先してあっせんさせていただく場合があります。

### (イ) 年度途中(4月以外)での利用開始を希望される場合

申請方法	受付期間	提出先	選考結果の通知時期
・原則、郵送(締切日必着) ・各区こども家庭課 窓口提出も可	利用開始希望月の前々月の1日～前月10日 (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)	第1希望の 園が所在す る区ごども 家庭課	利用開始希望月の 前月下旬ごろ
・電子申請	利用開始希望月の前々月の1日9:00～前月5日 (最終日5日は17:30までの受付)		

※年度ごとに申請が必要なため、令和6年4月(一次選考)と令和5年12月～令和6年3月の利用申請を同時に希望される場合は、令和6年度と令和5年度分の申請書・提出書類をご提出ください。ただし、令和6年4月(一次選考)の受付締切日は令和5年11月30日(木)、令和5年12月～令和6年3月の受付締切日は利用開始希望月の前月10日までとなっておりますので、受付期間にご注意ください。

## (3) 申請書類提出時の注意事項

(ア) 電子申請のみでは受付が完了しません。別途、郵送及び窓口の受付期間内に、選考に必要な書類の提出が必要です。

(イ) 不足書類があった場合には、こども家庭課よりご案内差し上げますが、受付期間内に必ずご提出ください。

(受付期間終了間際の提出による不足書類のご案内については対応しかねます。余裕をもってご提出ください。)

(ウ) (ア)、(イ)ともに、受付期間内にご提出いただけない場合は、申請の却下もしくは、確認できる書類のみで採点を行い、選考します。

(エ) 郵便事故については責任を負いかねますので、書類の到着等が不安な方は配達証明書等をご利用ください。

また、電話による書類の到着確認のお問合せは対応いたしかねます。あらかじめ、ご了承ください。

## (4) 認定こども園の1号認定(教育認定枠)利用の申込みについて

申込みは、各認定こども園が窓口となります。詳しくは、各認定こども園に直接お問い合わせください。ただし、市立の認定こども園である「千城台東認定こども園」(若葉区)及び「幸認定こども園」(美浜区)の申込みについては、各園のある各区こども家庭課にてご案内いたします。

## 4 利用申請、教育・保育給付認定の申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となります。提出書類の中には作成・準備に時間を要するものもありますので余裕を持ってご準備ください。また、必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。不備のないよう確認の上ご提出ください。なお、申請期限までに提出書類が揃わない場合、教育・保育給付認定及び入所選考に影響が出る場合がありますのであらかじめご了承ください。

<input type="checkbox"/> 提出書類・注意事項チェックリスト	<input type="checkbox"/> 保育することが困難な状況を確認するための書類（1）
<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書	<input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）申告書（2）
<input type="checkbox"/> 施設（事業）利用申請書補助票	<input type="checkbox"/> マイナンバー記載による確認書類（2）
<input type="checkbox"/> 施設（事業）利用に関する同意書	<input type="checkbox"/> その他状況に応じて必要な書類（3）

### （1）保育することが困難な状況を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。対象となる方は、保護者及び18歳以上65歳未満（入所月の初日時点）の同居されている方全員です。（住民票上で世帯分離している場合でも必要です。）

#### ▽事由ごとの必要書類

事由	提出書類		備考
1. 就労（◆）	就労証明書（★） ※就労証明書の有効期限は、証明日から3カ月間となります。		雇用主の証明を受けてください。 自営業の場合は、就労証明書と併せて以下のうち、いずれか1点をご提出ください。 ・ 自営を証明するものの写し （営業許可証・開業届等） ・ 収入を証明するものの写し （前年分の確定申告書等）
2. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定児童のもの）		母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページ
3. 保護者の 疾病・障害	疾病の方	診断書	病名、治療期間及び保育が困難である旨の記載があるもの 該当するもの 氏名、障害名及び障害等級がわかるページ
	障害の方	身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳の写し	
4. 親族等の 介護・看護（◆）	介護・看護を受ける方の診断書 及び介護・看護計画書等		診断書…介護・看護が必要である旨を要記載 介護・看護計画書等…従事時間がわかるもの
5. 災害復旧	り災証明書		
6. 求職中	承諾書（★）		求職活動中の取り扱いについてお読みの上、 承諾書に自署又は記名押印してください。 （保護者以外の同居されている方は除く）
7. 就学・職業 訓練（◆）	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表 （自作でも可）		3月に卒業予定の方は4月以降の証明書類も 提出してください。

◆1、4、7の事由については、月64時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★千葉市所定の様式があります。千葉市のHPよりダウンロードするか、各区こども家庭課にて入手してご利用ください。

様式HP



(2) マイナンバー(個人番号)申告書及びマイナンバー記載による確認書類

社会保障や税、災害対策の各分野のうち法律や条例で定められた手続きに、マイナンバー(個人番号)の利用が開始され、保育園・認定こども園等の利用申請等に際し、マイナンバーの申告と本人確認が必要となりました。

○マイナンバー(個人番号)申告書

利用を希望する児童を含む生計を一にする世帯の世帯員全員について記入してください。

○マイナンバー記載による本人確認

マイナンバー(個人番号)申告書等を提出いただく際、申請者の番号確認と本人確認を行うことが義務付けられており、下記の確認書類が必要です。

▽マイナンバー記載による確認書類

個人番号確認書類	本人確認書類	
	写真付き身分証明(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(顔写真付き) (1点で可。本人確認書類不要。)  <input type="checkbox"/> 通知カード (記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致している場合のみ。別途本人確認書類必要。)  <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等 (別途本人確認書類必要。)	<input type="checkbox"/> 住基カード(顔写真あり) <input type="checkbox"/> 運転免許証又は運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の写真付き身分証明書で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

申請者(保護者)の上記確認書類(「個人番号確認書類」及び「本人確認書類」)は、申請者本人分のみで結構です。なお、郵送の場合は写しの提出、窓口持参の場合は原本の提示をお願いします。

(3) その他状況に応じて必要な書類(選考や保育料の決定をするために以下の書類が必要な場合があります。)

提出該当事由	提出書類	備考
これから生まれる児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生前の保育所等利用申込に関する誓約書兼同意書(★)</li> <li>母子手帳の写し(表紙、出産予定日のページ)</li> </ul>	次の①または②に該当する場合は内定が取り消しになります。 ①利用開始月の1日において子が満3か月を経過していない場合 ②産後休業または、育児休業から復職予定として支給認定を受け産休明け保育の利用を希望し、かつ、利用開始月内において子が出生から57日未満である場合
ひとり親家庭	以下のうち、いずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当証書</li> <li>戸籍全部事項証明書</li> <li>遺族年金証書</li> <li>独身証明書(外国籍の場合のみ)</li> </ul>	家庭の状況によってはひとり親として取扱いできない場合があります。 戸籍全部事項証明書及び独身証明書については、発行後1か月以内の書類をご提出ください。
保護者が離婚調停中等で別居状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母の居住状況に係る申立書(★)</li> <li>調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等</li> </ul>	離婚調停中等であることを明らかにできる書類をご提出ください。
認可外保育施設等を利用	認可外保育施設等の契約書又は領収書の写し(1月あたりの利用時間が確認できるもの)	認可外保育施設、ベビーシッター、幼稚園の実施する預かり保育、一時預かりを利用している場合は左記の書類をご提出ください。(申請受付日から直近3か月以内の利用実績がある場合のみ)

★千葉市所定の様式があります。千葉市のHPよりダウンロードするか、各区こども家庭課にて入手してください。

(3) その他状況に応じて必要な書類（選考や保育料の決定をするために以下の書類が必要な場合があります。）

提出該当事由	提出書類	備考
保護者が市内保育施設で保育士等として就労（予定含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士等就労に関する誓約書（★）</li> <li>・ 保育士資格証等の写し</li> </ul>	<p>市内保育施設とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、預かり保育等を実施している幼稚園、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業を指します。</p> <p>保育士等とは保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師を指します。</p>
保護者が市内子どもルーム等で指導員として就労（予定含む）	子どもルーム等指導員としての就労に関する誓約書（★）	市内子どもルームとは、子どもルーム及び放課後児童健全育成事業の届出事業者を指します。
保護者の内に海外在住者がいる場合	パスポートの写し（出入国がわかるページ）	令和5年1月1日時点で千葉市に住居がない場合は、海外の収入申告書の提出が必要です。
児童、または児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料等の軽減にかかる障害者手帳等の所持状況申告書（★）</li> <li>・ 障害者手帳等の写し</li> </ul>	<p>障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を指します。</p> <p>また、国民年金の障害基礎年金の受給者及び特別児童扶養手当の対象児童も申告書の提出が必要です。</p>
令和5年1月1日時点で千葉市に住居がない保護者がいる場合（4月～8月利用申請）	令和5年度市民税・県民税課税証明書（総所得金額等・控除の内訳がわかるもの）	同居の祖父母がいる場合は、父母の証明に加え、祖父母の証明が必要な場合があります。
令和6年1月1日時点で千葉市に住居がない保護者がいる場合（9月～3月利用申請）	令和6年度市民税・県民税課税証明書（総所得金額等・控除の内訳がわかるもの）	同居の祖父母がいる場合は、父母の証明に加え、祖父母の証明が必要な場合があります。
育児休業の延長に伴い入所選考順位の引き下げを希望する場合	育児休業の延長に伴う入所選考順位に係る届出（★）	育児休業の延長が可能である場合、他の保育所申請者（管外の申し込み者を含む）の後に選考することが希望できます。4月からの利用申請の場合は、二次選考から選考します。
医療的ケアを必要としている児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアに関する主治医の意見書（★）</li> <li>・ 医療的ケアが必要な児童の保育のめやす（★）</li> <li>・ 医療的ケア依頼書（★）</li> </ul>	申請前に各区こども家庭課または幼保指導課（043-245-5727）へご相談ください。
ファミリーシップ制度を利用している場合	<p>以下のうち、いずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※子の氏名、生年月日が記載されたもの</li> <li>・ パートナーシップ宣誓証明書の写し</li> <li>・ パートナーシップ宣誓証明カードの写し</li> </ul>	パートナーシップ宣誓制度を利用し、かつ子に関する届出をしている場合、保護者として認定します。（パートナーシップ宣誓制度を利用していない場合でも保護者として認定できる場合がありますので、各区こども家庭課へご相談ください。）

★千葉市所定の様式があります。千葉市のHPよりダウンロードするか、各区こども家庭課にて入手してください。

※1 希望先の変更や追加、きょうだいで同時入所の条件変更や利用希望の取りやめの場合は、別途、届出が必要になります。

※2 幼稚園等を利用しているきょうだいがいる場合は、きょうだいの在籍証明書などの提出が必要になる場合があります。

## 5 申請される際の注意事項

### (1) 地域型保育事業の受け入れ

地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）は0～2歳児クラスのみを受け入れとなり2歳児クラスで卒園となります。また、産休明け保育は行っておりません。

### (2) 利用開始日

原則として各月の初日です。ただし、産休明けでの申請の場合は職場復帰日から、育児休業明けでの申請の場合は職場復帰日又は職場復帰日の属する月の初日からの利用になります。育児休業明けでの申請については次の(3)をご覧ください。

### (3) 育児休業中の方の利用申請

育児休業取得中の方は、利用開始月に復職することを条件に、利用の申請をすることができます。

(ア) 現在取得している育児休業期間の終了に合わせて利用を希望される方

☞ 復職月からの利用希望として申請ができます

就労証明書をご提出いただき、育児休業の期間を確認させていただきます。

#### 【例】

4月 1日に復職（育休終了日：3月31日）→4月利用申請（利用開始日：4月 1日）

4月15日に復職（育休終了日：4月14日）→4月利用申請（利用開始日：4月 1日又は、4月15日）

4月15日から（月途中）の利用開始の保育料は日割りになります。←

5月 1日に復職（育休終了日：4月30日）→5月利用申請（利用開始日：5月 1日）

→ この場合、4月からの利用はできません。

(イ) 保育所・認定こども園等の利用内定次第、復職をお考えの方

☞ 利用内定に合わせて復職することを条件として申請ができます

申請時：就労証明書に育児休業の期間を証明いただくことに加えて、申請書補助票に利用内定に合わせて復職することを明らかにする

↓  
利用内定後：育児休業期間を切り上げたことのできる就労証明書を改めて提出

【例：申請時点で育休を8月31日まで取得していて、4月利用申請をする場合】

復職月からの利用が可能なので、通常9月利用申請の方となりますが、利用内定に合わせて復職することを勤務先と合意していれば、申請書補助票にその旨をご記入いただくことで、4月利用申請をすることもできます。上記のような申請を受付し、4月1日からの利用が内定した場合、4月中の復職を条件にご利用いただけるようになります。

復職日を確認するため、利用内定後に改めて就労証明書をご提出いただくこととなります。

※就労証明書は、千葉市所定の書式のみを受付となります。

※就労証明書の有効期限は、証明日から3カ月間となります。

※就労証明書の保護者記入欄以外の部分は勤務先から証明していただくものですので、保護者の方が自筆で書き加えたものについては無効となります。

(4) 保育園・認定こども園等への事前見学について

見学の予約や詳細については、各園へお問合せください。

また、見学実施にあたり、次のことについてご協力をお願いいたします。

(ア) 体調の確認

※体調不良時は、見学を延期するなどのご協力をお願いいたします。

(イ) 園内に立ち入る際の手指消毒の実施

(5) 個別に配慮が必要な可能性のある児童の面接について

申請書の受付後、「施設（事業）利用申請書補助票」から、児童の発育状況等を確認します。その結果、面接させていただく場合があります。面接の日程については、別途、区のこども家庭課よりご案内いたします。

(6) 障害児（要配慮）保育希望の方について

申請書の受付後、「施設（事業）利用申請書補助票」の「障害児（要配慮）保育希望」欄にチェックを入れていただいた方には、児童の発育状況等を確認するため、面接を実施します。面接の日程については、別途、区のこども家庭課よりご案内いたします。

※入園申請時点でお子さんに関わる書類（身体障害者手帳・診断書等）をご提出ください。

**※障害児（要配慮）保育の希望がない方でも、面接を案内する場合があります。**

(7) 医療的ケアを必要とされる方について

医療的ケアを必要とされる方につきましては申請前に各区こども家庭課または幼保指導課（043-245-5727）までご連絡ください。

入所の決定については、「千葉市障害児等保育審査指導委員会」で集団保育の可否の審査を行います。

なお、「千葉市障害児等保育審査指導委員会」は、年2回の開催（7月、12月）のため、実際の利用開始までお時間がかかることがありますのであらかじめご了承ください。

申請にあたり、児童の病状、医療的ケアの内容等を確認するため面接を実施します。面接の日程については、別途、区のこども家庭課よりご案内いたします。



## 6 広域利用を希望する方

### (1) 千葉市に住民登録のある方が市外の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合

#### (ア) 利用の要件

本市においては、本市に勤務先がある場合や里帰り出産の場合などが要件となります。また、保育園・認定こども園等の所在する市区町村においても利用の要件を定めております。詳細については、入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する市区町村の担当窓口及び住民登録のある区こども家庭課へ直接ご相談ください。

#### (イ) 申請手続きについて

受付場所	住民登録のある区こども家庭課
受付期間	入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する市区町村によって異なりますので、担当窓口へ直接お問い合わせください。
必要書類	世帯の状況により異なります。入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する市区町村の担当窓口及び住民登録のある区こども家庭課へ直接ご確認ください。

#### (ウ) 市原市・四街道市の保育園・認定こども園等の利用を希望する方へ

「千葉市・市原市・四街道市による新たな広域連携」の取組みの一環として、市原市、四街道市の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合は「(ア) 利用の要件」を満たさない場合であっても申請が可能となります。

### (2) 千葉市外に住民登録のある方が千葉市の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合

#### (転入予定を除く)

#### (ア) 利用の要件

本市においては、本市に勤務先がある場合や里帰り出産の場合などが要件となります。また、住民登録のある市区町村においても利用の要件を定めております。詳細については、入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する区こども家庭課及び住民登録のある市区町村の担当窓口へ直接ご相談ください。

#### (イ) 申請手続きについて

受付場所	住民登録のある市区町村の担当窓口	
受付期間	4月一斉入所	令和5年12月1日(金)～令和6年2月13日(火) 17:30(厳守) (二次選考のみ受付。 <u>ただし、次の条件に該当する方は、一次から受付。</u> ) ■父母いずれかが保育士等 <sup>※</sup> として、千葉市の管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、預かり保育等を実施している幼稚園、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業)で月64時間以上就労する方 ※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師を指します。
	5月～翌年3月入所	利用希望月の前々月1日～利用希望月の前月10日 (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)
必要書類	世帯の状況により異なります。入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する区こども家庭課及び住民登録のある市区町村の担当窓口へ直接ご確認ください。	

#### 《注意事項》

- ・本市在住の方を優先にするため、市外在住の方の4月の一斉入所の一次選考では審査を行いません(保育士等を除く)。
- ・受付期間内に必要書類一式が本市区こども家庭課へ届かない場合、審査対象外となります。ご注意ください。
- ・お住まいの市区町村によって広域利用の受付期間が異なります。必ずお住まいの市区町村にご確認ください。

(ウ) 市原市・四街道市に住民登録がある方へ

「千葉市・市原市・四街道市による新たな広域連携」の取組みの一環として、市原市、四街道市に住民登録がある方が本市の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合は「(ア) 利用の要件」を満たさない場合であっても申請が可能となります。

(3) 千葉市に転入予定の方が千葉市内の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合

(ア) 利用の要件

千葉市に住民登録のある方と同様の取扱いとなりますので、特に要件はありません。

(イ) 申請手続きについて

受付場所	住民登録がある市区町村の担当窓口 ※市区町村によっては、第1希望の保育園等がある千葉市の区こども家庭課となる場合があります。 事前に住民登録のある市区町村にお問い合わせください。																										
受付期間	4月一斉入所	一次選考受付期間	令和5年10月16日(月) ～令和5年11月30日(木) 17:30(厳守)																								
		二次選考受付期間	令和5年12月1日(金) ～令和6年2月13日(火) 17:30(厳守)																								
	5月～翌年3月入所	利用希望月の前々月1日～利用希望月の前月10日 (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)																									
必要書類	<p>世帯の状況により書類は異なりますので、入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する区こども家庭課及び住民登録のある市区町村の担当窓口へ直接ご確認ください。</p> <p>なお、住民登録のある市区町村の申請書類で用意をしていただいても構いませんが以下の書類は必須となります。また(★)印は千葉市所定の様式でご用意ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書(★)    <input type="checkbox"/> 就労証明書(★)    <input type="checkbox"/> 住居の契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 住民税(非)課税証明書(総所得金額等・控除の内訳がわかるもの)</p> <p>※毎年4月～8月の保育料等は前年度の住民税額、9月～3月は当年度の住民税額で決定します。</p> <p>※住民税(非)課税証明書は毎年1月1日時点の住民登録地で発行されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">4月</td> <td style="width: 10%;">5月</td> <td style="width: 10%;">6月</td> <td style="width: 10%;">7月</td> <td style="width: 10%;">8月</td> <td style="width: 10%; border: 2px solid blue; border-radius: 50%;">9月</td> <td style="width: 10%;">10月</td> <td style="width: 10%;">11月</td> <td style="width: 10%;">12月</td> <td style="width: 10%;">1月</td> <td style="width: 10%;">2月</td> <td style="width: 10%;">3月</td> </tr> <tr style="background-color: #333; color: white;"> <td colspan="5">前年度の住民税額(前々年の収入)</td> <td colspan="7">当年度の住民税額(前年の収入)</td> </tr> </table> <p>(例) ①令和5年3月1日に千葉市へ転入、令和6年4月1日から年度末まで利用予定 →令和5年度住民税(非)課税証明書のみ必要です。</p> <p>②令和6年1月15日に千葉市へ転入、令和6年4月1日から年度末まで利用予定 →令和5年度及び令和6年度の住民税(非)課税証明書が必要です。</p>			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度の住民税額(前々年の収入)					当年度の住民税額(前年の収入)						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																
前年度の住民税額(前々年の収入)					当年度の住民税額(前年の収入)																						

《注意事項》

- ・ 利用希望月の前月末までに本市へ住民登録していない場合、利用の内定が取り消されますので、ご注意ください。
- ・ 受付期間内に必要書類一式が本市区こども家庭課へ届かない場合、審査対象外となります。ご注意ください。
- ・ 本市へ転入後に千葉市の様式で申請書一式を用意していただきます。

## 7 保育料（3歳未満児のみ）

保育に必要な経費のうち、一部を保育料として毎月ご負担いただきます。

### （1）保育料の決定

保護者又は家計の主事者である祖父母等の市民税所得割額の合計に応じて、国が定める基準を上限として市が定めた料金表に基づいて決定します。保育料の額は「保育料決定（変更）通知書」にてお知らせいたします。

※政令指定都市においては、市民税所得割額の税率が8%ですが、保育料の算定における市民税所得割額は6%の税率を用いて算出します。保育料の詳細については料金表をご確認ください。

※千葉市が決定する保育料のほかに、園で徴収するものもあります。詳細につきましては各園にお問い合わせください。

### （2）保育料の変更

税の修正申告により市民税所得割額が変更になった場合、世帯構成の変更（婚姻・離婚等）や、きょうだいの幼稚園等への入園（退園）、保育必要量に変更になる場合等には、保育料が変更になる場合がありますので、速やかに各区こども家庭課まで変更を届け出てください。

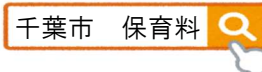
### （3）保育料の納付方法

▽利用する園の種類により、支払先・支払方法が異なります。

園の種類		支払先	支払方法
保育園	公立 （公立の認定 こども園含む）	園のある市区町村	千葉市の園：原則として口座振替 千葉市外の園：園が所在する市区町村にお問い合わせください。
	私立	居住している市区町村	千葉市在住：原則として口座振替 千葉市外在住：お住まいの市区町村にお問い合わせください。
私立認定こども園		各園	各園にお問い合わせください。
地域型保育事業	小規模保育		
	家庭的保育		
	事業所内保育		

・ 口座振替の手続きや、振替日等、詳細については千葉市のHPへ

・ 納付期限：各月分、その月の最終日（土日祝日の場合、翌開庁日）



※納付期限までに納付の確認がとれないときは、督促状や催告書の送付のほか専門の徴収員よりご連絡させていただく場合があります。それでもなおお納付いただけない際は、子ども・子育て支援法及び地方税法等の法律に基づき財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。

※世帯に属する児童の保育料に滞納がある場合、入所選考において不利となることがあります。

### （4）その他注意事項

（ア）保育料は月額です。欠席されても基準の額をお支払いただきます。

（イ）園によっては制服代や教材費、保護者会費等実費負担が必要となる場合があります。詳細につきましては各園に直接お問い合わせください。

（ウ）保育料について、納付期限は支払先によって異なります。やむをえず期限内の納付が厳しいご事情がある場合は、支払先にご相談ください。

（エ）要保護世帯等（※）の場合は保育料が軽減される場合があります。詳しくは各区こども家庭課へお問合せください。

（※）要保護世帯等…ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者、国民年金の障害基礎年金の受給者又は特別児童扶養手当の支給対象児童が同一の世帯に属する者

## 8 副食費（3歳以上児のみ）

3～5歳児クラスの児童の保育料については、国の方針において、令和元年10月から無償化となりました。保育料無償化に伴い、それまで保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）について、別途お支払いいただきます。なお、0～2歳児クラスの児童については、保育料に副食費が含まれているため、別途お支払いいただく必要はありません。

### （1）給食の提供と費用について

▽利用する園の種類により、給食が持参もしくは提供に分かれます。また、副食費の金額が異なります。

園の種類		主食	副食	副食費
保育園	公立 (公立の認定 こども園含む)	持参	提供	各園にお問い合わせください。
	私立	各園により異なる。	提供	
私立認定こども園		各園により異なる。	各園により異なる。	

### （2）副食費の納付方法

▽利用する園の種類により、支払先・支払方法が異なります。

園の種類		支払先	支払方法
保育園	公立 (公立の認定 こども園含む)	園のある市区町村	千葉市の園：原則として口座振替 千葉市外の園：園が所在する市区町村にお問い合わせください。
	私立	各園	各園にお問い合わせください。
私立認定こども園		各園	各園にお問い合わせください。

・口座振替の手続きや、振替日等、詳細については千葉市のHPへ



・納付期限：各月分、その月の最終日（土日祝日の場合、翌開庁日）

※納付期限までに納付の確認がとれない場合、督促状や催告書の送付のほか専門の徴収員よりご連絡させていただくことがあります。

### （3）その他注意事項

（ア）副食費は月額です。長期欠席の場合等の減免については取り扱いが園により異なりますので、詳細については各園に直接お問い合わせください。

（イ）副食費について、納付期限は支払先によって異なります。やむをえず期限内の納付が厳しいご事情がある場合は、支払先にご相談ください。

（ウ）要保護世帯等（※）の場合は副食費が免除される場合があります。詳しくは各区こども家庭課へお問合せください。

（※）要保護世帯等…ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者、国民年金の障害基礎年金の受給者又は特別児童扶養手当の支給対象児童が同一の世帯に属する者

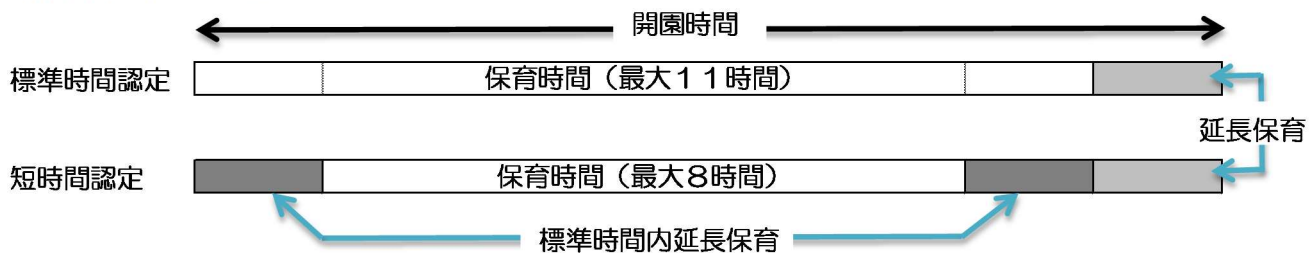
## 9 延長保育

通常保育の時間内では保育が困難であり、通常保育の時間を超える時間に保育を真に必要としている児童を対象として延長保育事業を行っております。利用した場合、延長保育料を別途ご負担いただきます。

※実施していない園もありますので事前に「保育園・認定こども園等一覧」でご確認ください。

申込みは各園で受付けます。詳細については各園にお問い合わせください。

### 【利用時間のイメージ】



### (1) 延長保育料（月額）

▽延長保育料は月額を基本としています。1か月の延長保育料は次のとおりです。

	1時間まで	2時間まで	3時間～
0～2歳児クラス	3,000円	6,000円	1時間ごとに3,000円
3～5歳児クラス	1,900円	3,800円	1時間ごとに1,900円

※土曜日に延長保育を利用する場合は、上記の延長保育料とは異なる場合があります。

詳細については各園にお問い合わせください。

※A・B階層（生活保護世帯及び住民税非課税世帯）の方は全額免除されます。

### (2) 利用にかかる注意事項

- (ア) 延長保育料は申込みのあった月からご負担していただき、利用の停止の届けがない場合には、利用の有無にかかわらず納付していただく必要があります。
- (イ) 1分でもお迎えに遅れた場合は、原則、延長保育料が発生します。あらかじめご承知おきください。
- (ウ) 千葉市公立保育所をご利用の方は、原則、通常保育料と同じ口座から口座振替となります。民間の園をご利用の方は納付方法について直接園にご確認ください。
- (エ) 上記の表は、千葉市の事業として延長保育を行っている園の料金表です。自主事業として延長保育を行っている園の料金につきましては、直接実施園へご確認ください。

### (3) その他

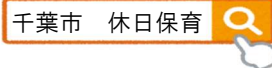
- (ア) 原則として延長保育の実施は平日のみですが、一部の園（園一覧参照）では土曜日においても標準時間終了後に延長保育を行っています。土曜日の延長保育を利用する際は料金が変わる場合がありますので、詳細については各園にお問い合わせください。
- (イ) 原則として延長保育料は月額ですが、①電車（JR以外も含む）の遅延時の取扱い、②電車の遅延以外の止むを得ない突発的な理由で月に1回のみ延長保育を利用した場合の取扱いは、園により異なります。詳細については各園にお問い合わせください。なお、千葉市公立保育所・公立こども園では、①の場合は料金を徴収せず、②の場合は別に定める1回分の料金を徴収します。

## 10 休日保育

保護者が就労等のため、日曜日・祝日等に保育を必要とする児童をお預かりしています。

※本市の保育園・認定こども園等（認可外保育施設は除きます）に入園している児童が対象です。

※実施園については千葉市 HP 等を参照ください。



### (1) 利用時間

日曜日・祝日・年末（12月29日～12月31日）の7:00～18:00

※ただし、1月1日～1月3日を除く。

### (2) 利用料金

徴収しません。ただし、原則として、通常保育と合わせ1週間あたり6日を超える利用はできません。

※利用日の属する月曜日から土曜日の間に、登園しない日を1日設ける必要があります。

※日曜日利用については代替休園日（登園しない日。以下「代替休園日」という。）の設定が必要ですが、祝日については、週6日の保育量を超えることはないことから、代替休園日の設定は不要です。

### (3) 申込方法

各実施園にお申込ください。また、現在入所している園へも利用希望の旨をお伝えください。

※定員により、ご希望に添えかねる場合があります。

## 11 利用決定後の手続きについて

利用決定後に家庭の状況に変化があった場合等、以下のお手続きが必要となりますので、利用が決定した園の所在する各区こども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ申請・必要書類の提出等をお願いいたします。

申請手続きが遅れると、保育料や園の利用に影響が生じる場合がありますので、必ずご確認いただき、教育・保育給付認定を受けたときの状況から変化があった場合は速やかにお手続きください。

### ▽各種申請

変更事項		必要な書類
家庭状況	市内転居	★教育・保育給付認定申請内容変更届
	市外転出（※1）	★施設（事業）利用取止め届
	結婚した	★教育・保育給付認定申請内容変更届 ★施設利用（事業）に関する同意書 ・結婚相手の保育をすることが困難な状況を確認する書類（就労証明書等） ★マイナンバー（個人番号）申告書
	パートナーシップ宣誓し、ファミリーシップ制度を利用した	・パートナーシップ宣誓相手の保育をすることが困難な状況を確認する書類（就労証明書等） 以下のうち、いずれか1点 ※子の氏名、生年月日が記載されたもの ・パートナーシップ宣誓証明書の写し ・パートナーシップ宣誓証明カードの写し
	離婚調停かつ別居を開始した	★父母の居住状況に係る申立書 ・調停期日の呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等

変更事項		必要な書類
家庭状況	離婚した	★教育・保育給付認定申請内容変更届 ★父母の居住状況に係る申立書 以下のうち、いずれか1点 ・児童扶養手当証書 ・戸籍全部事項証明書（発行後1か月以内のもの） ・遺族年金証書 ・独身証明書 （外国籍の場合のみ。発行後1か月以内のもの）
	保護者、児童の氏名が変わった	★教育・保育給付認定申請内容変更届
	その他同居する人に変更があった場合 （結婚はしていないが同棲を始めた、祖父母と同居を始めた、ルームシェアを始めた等）	★教育・保育給付認定申請内容変更届 ★施設利用（事業）に関する同意書 ・新しく同居する方の保育をすることが困難な状況を確認する書類 ★マイナンバー（個人番号）申告書 ・必要に応じた申立書
産休・育休	妊娠した	★教育・保育給付認定変更申請書 ・母子手帳
	在園児のきょうだいの産休に入る	上記と同じ
	在園児のきょうだいの育児休業に入る	★教育・保育給付認定変更申請書 ★育児休業申立書 ★就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）
	育児休業から復職した	★教育・保育給付認定変更申請書 ★就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの）
就労	勤務先や勤務状況（勤務日数・時間等）が変わった	★教育・保育給付認定変更申請書 ★就労証明書
	退職した	★教育・保育給付認定変更申請書 ★承諾書 （保育を必要とする事由が「求職中」に切り替わります）
転園	転園したい	★利用施設（事業）変更希望届
退園	退園したい	★施設（事業）利用取止め届
利用継続	来年度の継続利用申請	・施設（事業）利用現況届（※2）

★千葉市所定の様式があります。千葉市のHPよりダウンロードするか、各区こども家庭課にて入手してください。

- ※1 教育・保育給付認定を受けている方が市外に転出した場合  
原則、利用されている保育園・認定こども園等は利用取止めとなります。ただし、継続利用可能な場合もありますので、ご希望の場合は事前に各区こども家庭課までご相談ください。
- ※2 保育園・認定こども園等継続利用の確認について  
子ども・子育て支援新制度において、教育・保育給付認定を受けた方は、毎年9月頃に引き続き教育・保育給付認定を受けることができるか確認します。併せて、次年度以降の保育園・認定こども園等の利用確認のため、施設（事業）利用現況届及び継続利用に必要な書類を提出していただきますのであらかじめご了承ください。
- ※3 上記に記載がない事項・必要な書類についてもお手続き・ご提出が必要となる場合がありますので、ご家庭の状況に変化があった場合は、各区こども家庭課へご相談ください。



# 子育て支援コンシェルジュに ご相談ください！



- ★相談窓口や電話でお話を伺い、それぞれのニーズに合った保育サービスをご案内します。
- ★保育園・認定こども園等に入所できなかった保護者の方に、必要な情報提供をいたします。
- ★保護者の方の立場に立って、さまざまな子育て支援サービスをわかりやすくご案内します。

保育園、幼稚園、こども園  
どう違うんだろう

幼児教育・保育の無償化は  
誰に質問すればいいのかな？

保育園に入れなかったので  
他の預け先を教えてください

週2、3日で働きたいけど預け先は  
ありますか？

家の近くに親子で遊べる場所は  
ありますか？

自分が病院に行きたいときに  
預け先はありますか？

育児の悩みはどこに  
相談したらいいの？

産前、産後手伝ってくれる  
方はいますか？

千葉市の子育て支援サービスは、  
どんなものがあるかしら？



保育所の送迎など少しの間  
子どもを見てほしい



## ☆お問い合わせは☆



各区保健福祉センター こども家庭課 子育て支援コンシェルジュ

外に出ていることもありますので、来所相談はお電話でご予約ください。

**中央区：043-221-2172 若葉区：043-233-8150**  
**花見川区：043-275-6421 緑区：043-292-8137**  
**稲毛区：043-284-6137 美浜区：043-270-3150**

★相談時間：平日9時00分～15時30分★

(若葉・緑・美浜は水曜日 14時30分まで、中央・花見川は木曜日 14時30分まで)





## 〈令和6年度クラス年齢〉

4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
5歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
4歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
3歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
2歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
1歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
0歳児	令和5年（2023年）4月2日以降

## 各区子ども家庭課問い合わせ先

中央保健福祉センター  
子ども家庭課  
〒260-8511  
中央区中央4-5-1  
☎043 (221) 2172  
FAX043 (221) 2606

花見川保健福祉センター  
子ども家庭課  
〒262-8510  
花見川区瑞穂1-1  
☎043 (275) 6421  
FAX043 (275) 6318

稲毛保健福祉センター  
子ども家庭課  
〒263-8550  
稲毛区穴川4-12-4  
☎043 (284) 6137  
FAX043 (284) 6182

若葉保健福祉センター  
子ども家庭課  
〒264-8550  
若葉区貝塚2-19-1  
☎043 (233) 8150  
FAX043 (233) 8178

緑保健福祉センター  
子ども家庭課  
〒266-8550  
緑区鎌取町226-1  
☎043 (292) 8137  
FAX043 (292) 8284

美浜保健福祉センター  
子ども家庭課  
〒261-8581  
美浜区真砂5-15-2  
☎043 (270) 3150  
FAX043 (270) 3291